

2月16日(火)〜3月15日(火)

# 所得税、市・県民税の 申告が始まります

期間中は、申告会場が大変混み合います。スムーズな申告が行えるよう、事前に必要書類を整理して申告においでください。

## 所得税の確定申告

### ■確定申告が必要な人

次の各項目のいずれかの条件に該当する人は、確定申告が必要です。ただし、納付する税額がない場合などは、確定申告は不要です。

【給与所得者】  
○昨年中の給与の収入額が2千万円を超える人

○給与の年末調整を受けていない人  
○給与の年末調整を受けた人で

・給与所得以外に20万円を超える所得がある人（農業、不動産など）

・給与を2か所以上から受けていて、年末調整されなかった給与の収入金額とその他の所得金額の合計額が20万円を超える人

### 【年金所得者】

○公的年金以外の所得が20万円を超える人

○公的年金の収入が400万円を超える人

### 【その他の所得がある人】

○事業所得（営業、農業）や不動産所得などがある人で、昨年中の所得金額の合計額が、基礎控除その他の所得控除の合計額を超える人

## 税務署での確定申告 が必要な人

○土地・建物・株などの売却による所得がある人

○住宅ローンを利用して、住宅の新築・購入・増改築等をした人

次の人は、確定申告をすると、所得税が還付される場合があります  
○多額の医療費を支払った  
○年の途中で退職し、再就職していない  
○給与の年末調整で扶養控除を忘れた など

六斎市の日（2と7のつく日）と議会の開催日は、本庁市役所駐車場が混雑します。これらの日は、循環バスや相乗りで来庁されるよう、ご協力をお願いします。



## 税理士事務所における還付申告無料相談

関東信越税理士会村上支部では、下記の日程で還付申告無料相談を行います。（要予約）

対象：年の途中で退職した人、医療費控除を受ける人（給与所得者、年金所得者のみ）

受付時間：午前10時～午後4時

2月4日(木)

鈴木 信嘉 税理士事務所 羽黒口10番31号 ☎52-3326

村山 誠 税理士事務所 山居町二丁目5番26号 ☎53-2620

金子 謙 税理士事務所 堀片3番29号 ☎53-2218

種部 義秋 税理士事務所 田端町13番19号 ☎53-7775

2月5日(金)

穴戸由喜夫 税理士事務所 岩船横新町2番2号 ☎56-7708

瀬賀 良 税理士事務所 福田349番地 ☎66-5128

伊藤三五郎 税理士事務所 関川村下関12番地2 ☎64-1486

小田 健司 税理士事務所 三之町12番9号 ☎75-5558

## 市・県民税の申告

### 市・県民税の申告が必要な人

- 確定申告を必要としない人で給与・年金以外に所得がある人
- 村上市国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の算定に必要と思われる人

### 収入が0円でも申告が必要な人

- 各種福祉制度を利用する人  
(保育園入所や各種介護サービス・各種福祉サービスの利用者)
- 所得・課税証明書が必要な人  
(税法上の扶養でも申告が必要です。)
- 国民年金保険料の免除申請をする人
- 20歳前の疾病による障害基礎年金の受給者
- 児童扶養手当の給付や各種医療費助成を申請する人 など

申告をする必要があるか今一度、ご確認ください。

- 公的年金受給者のうち、65歳以上で148万円を超える年金収入がある人
- 65歳未満で98万円を超える年金収入がある人は、追加する控除(生命保険・扶養など)がないか、いま一度ご確認ください。申告すると、市・県民税を節税できる場合があります。
- 給与の年末調整で扶養家族とした人の所得が38万円を超えていないか確認してください。

してください。38万円を超えている場合は申告が必要となる場合があります。また、配偶者の所得が年末調整で記入した所得を超えていないか確認してください。超えている場合は申告が必要になる場合があります。

■事前に資料の整理をお願いします  
混雑緩和のため、次の資料はあらかじめ作成して申告においでください。

・収支内訳書  
営業、農業などの事業所得や不動産所得を申告する場合には、収支内訳書や収入・経費の詳細がわかる資料を作成し、経費は領収書を持参してください。

・医療費の合計額  
医療費控除を受ける人は、支払った医療費の合計額を計算してきてください。医療費の領収書は、内容を確認しますので、当日持参してください。

・各種控除の証明書  
各種控除(社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄付金控除など)の適用を受けるためには、証明書の提出または提示が必要です。

### 申告に必要なもの

- ・印鑑
- ・通帳の口座番号がわかるもの
- 【収入がわかる書類】
- ・給与や公的年金の源泉徴収票(原本)
- ・収支内訳書
- ・収支内訳書の内容が確認できる資料や領収書
- 【控除がわかる書類】
- ・医療費控除を受けるための領収書など(合計額を計算してきてください。)
- ・生命保険料控除証明書
- ・地震保険料控除証明書
- ・障害者控除の証明となるもの  
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・障害者控除認定書
- 【その他】
- ・収入や控除が確認できるもの

事前資料が作成されていない場合は、会場で資料作成をしていただき、再度お待ちいただきます。申告会場での待ち時間を減らすため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

※申告書などの様式は、税務署および市税務課・各支所地域振興課にあります。また、税務署および市ホームページからもダウンロードできます



### ●問い合わせ先

所得税に関すること

村上税務署 ☎53-3141(自動音声案内) \*自動音声案内「2」を選択してください。

市・県民税に関すること

税務課市民税係 ☎53-2111(内線221・222)